

第36回市民プロデュース公演応援プロジェクト<公募> ホール系会場プログラム募集案内

1、事業目的

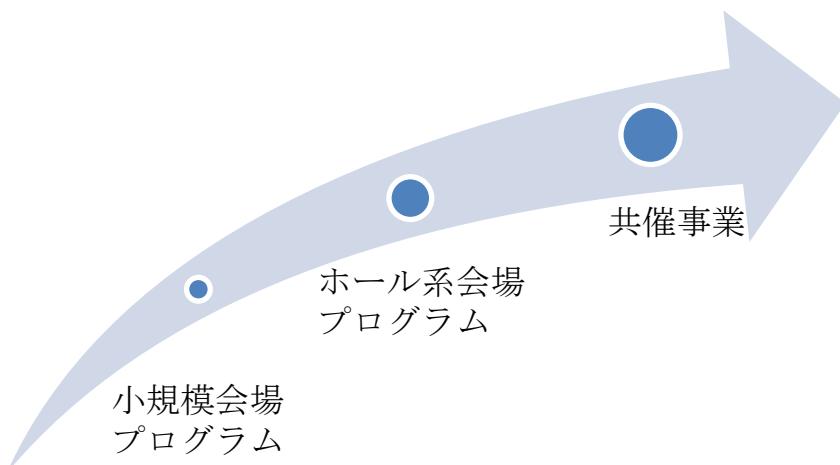
市民がプロデュースする公演の支援を通して、地域の人材養成（特に市民のプロデュース能力向上）に寄与することを目指します。これにより、市民が自主的かつ主体的にプロデュースする舞台芸術公演が、市内で定期的かつ持続的に開催される機運を高め、岐阜市ならではの舞台芸術活動が活性化し、ひいては、まちが賑わい、まちの魅力がさらに向上することを目的とします。

2、事業概要

応募に当たっては、実施を計画している舞台芸術公演について、公演を通して取り組む目標を設定し、それを達成するのに必要な事柄を取りまとめた企画書を作成していただきます。

その後、事務局による書類審査を行った後、専門家により構成される委員会において、審査基準に基づいた書類・プレゼンテーション・質疑による審査を行い、採択事業の選定を行います。審査の結果、採択された団体は企画書の事業計画に沿って事業を進め、（一財）岐阜市公共ホール管理財団がその活動を支援します。

また、本プロジェクトの事業目的の実現に向けて、3段階（小規模会場プログラム、ホール系会場プログラム、共催事業）の支援の枠組みを設けることで、各団体に応じたステップアップに寄与できる体制を構築します。



3、対象となる事業計画

(1) 対象となる事業

- ・企画提案者がプロデュースし、制作に関わる事業。ただし、制作は別に地元の団体や市民などが担当することもできる。
- ・地元の団体や市民などが制作又は出演する舞台芸術公演事業。
- ・岐阜市文化センター催し広場、小劇場、又は岐阜市民会館大ホールを会場とする事業。
- ・公演対象期間内に公演会場その他の必要な施設を予約してある事業。
- ・有料公演（一人当たりの入場料が原則 1,000 円以上）事業。ただし、入場料金の設定額は公演費用を賄う程度のものであること。

(2) 対象となる者

- ・企画提案者は、岐阜市在住、通勤、通学、出身、若しくは岐阜市内に活動の拠点を置く個人、又は団体であること。

(3) 対象とならない事業

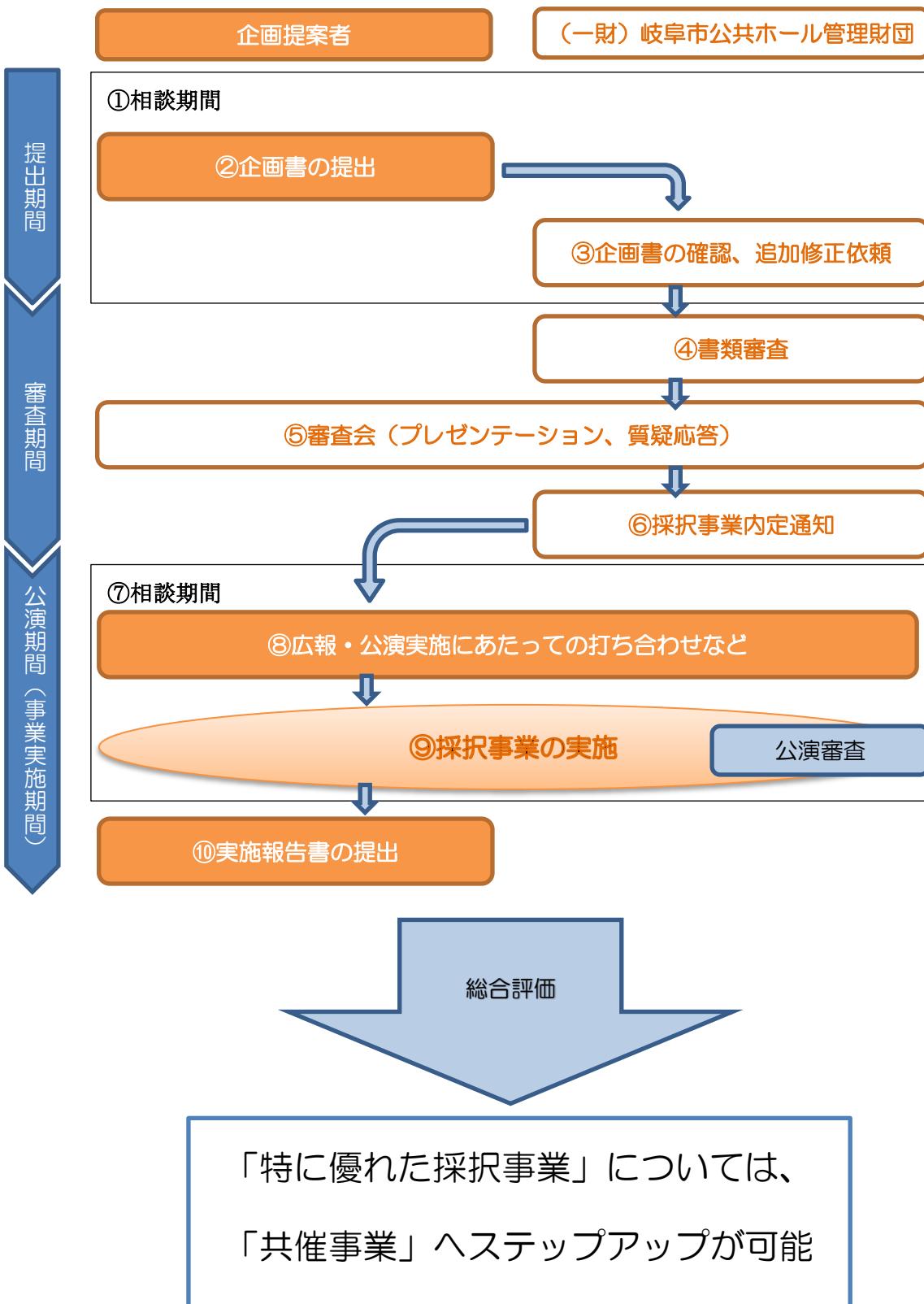
- ・慈善事業等への寄付を目的とする事業。
- ・収益を目的とする事業、又は企業名等を事業名に付した事業。
- ・公演等のメディアによる配布、上映、配信等を主な目的とする事業。
- ・企画提案者が企画・制作に関与せず、制作業務等全般を外部団体に委託する事業。
- ・宗教的又は政治的な宣伝意図を有する事業。
- ・コンテスト、コンクール、公開オーディション等の競技会型の事業。
- ・国内外の舞台芸術団体を招聘し公演する鑑賞型の事業。
- ・一度採択された個人又は団体で、採択事業公演後 3 年以内の同個人又は同団体の事業。
- ・過去に 5 回以上採択された団体の事業

※第 30・31 回で実施した「特別支援枠」で採択された事業は採択の期間や回数の対象外となります。

4、支援内容

- ・施設使用料及び附属設備使用料の免除（公演日を含む連続 3 日間まで）
- ・会館スタッフによる公演にかかるアドバイス
- ・岐阜市の「広報ぎふ」に公演情報を掲載
- ・(一財) 岐阜市公共ホール管理財団発行の「催し物案内」に公演情報を掲載
- ・岐阜市文化センター及び岐阜市民会館のホームページに公演情報を掲載
- ・(一財) 岐阜市公共ホール管理財団主催公演の際にチラシの設置が可能
- ・(一財) 岐阜市公共ホール管理財団 2 施設（岐阜市文化センター、岐阜市民会館）でチケット販売可能（販売手数料免除）

5、市民プロデュース公演応援プロジェクト<公募>ホール系会場プログラムの流れ



6、提出書類及び応募方法

(1) 提出書類一覧

- ・企画書
- ・収支予算書
- ・参考資料（過去の公演のチラシ等）

(2) 提出にあたっての留意事項

- ・提出書類は岐阜市文化センター及び岐阜市民会館の事務所における配布物、又は同施設ホームページからダウンロードで入手してください。
- ・企画書及び収支予算書は、A4判、片面印刷に統一して提出してください。
- ・提出する書類については、その記載内容について問い合わせをすることがありますので、必ず写しを取り保管してください。
- ・提出された書類は返却しません。

(3) 応募方法

- ・公演を希望する施設の空き日を確認後、仮押さえを行います。
- ・所定の企画書等に必要事項を記入し、提出期間内に公演会場に提出します。

7、スケジュール

第36回公募	
提出期間	令和6年6月1日（土）～6月25日（火）
書類審査	令和6年6月25日（火）～6月30日（日）
審査会	令和6年7月29日（月）18時～
採択決定	令和6年8月
公演期間	令和6年10月～令和7年6月

※岐阜市文化センター催し広場については令和6年6月～令和7年3月までの期間は改修工事のため使用できません。

8、審査の仕組み

応募のあった事業については、事務局による書類審査（一次審査）を経て、審査会（二次審査）を開催します。審査会では審査基準に基づき、企画提案者によるプレゼンテーションと質疑応答を経て審査が行われ、採択事業を決定します。なお、採択に当たっては、条件付き採択等を決定する場合があります。

審査会は2名まで参加可能です。プレゼンテーションは5分間で、その後、質疑応答を20～30分程度実施します。

審査による採点結果は企画提案者に通知します。

当落に関わらず審査に関する問い合わせにはお答えできません。

9. 審査基準

提出書類の「書類審査（一次審査）」の後、プレゼンテーション、質疑応答を行う「審査会（二次審査）」を経て採択事業を決定します。審査に当たっては、以下の基準により点数化して総合的に審査し、採択するにふさわしいと評価された事業については、採択事業として各種支援を実施します。

項目	審査基準	配点
有効性	・応募動機や意図が明確で、実績等に照らして実現可能であること。	6
	・地域貢献（まちの魅力向上、期待される成果・効果等）に資すること。	6
	・「具体的な目標」が適切で、実施により目標達成が期待できること。	4
創造性	・事業目的及び企画が魅力的であり、事業の計画性が優れていること。	6
	・新たな取り組みを含む企画で、独自性が感じられる内容であること。	6
	・舞台芸術の質を確保するための工夫や実績が認められること。	4
妥当性	・集客目標が妥当であり、集客の工夫と努力が期待できること。	6
	・予算積算、料金、スケジュール、スタッフ配置等が適切であること。	6
発展性	・当該活動の今後の継続と更なる発展（成果拡大）が期待できること。	6

※50点満点、平均40点以上は採択、30点未満は不採択、30～39点は協議による。

10. その他

(1) 採択後の注意事項

- ・採択事業は、企画提案者が主催となり（一財）岐阜市公共ホール管理財団と岐阜市による支援事業となります。
- ・チラシ、ポスター、プログラム等には、公演タイトルの前に「第〇回市民プロデュース公演応援プロジェクト＜公募＞採択事業 Vol. ○」と記載してください（A4判チラシの場合 14 ポイント以上で明記してください）。また、広報物の下段に、「この事業は（一財）岐阜市公共ホール管理財団と岐阜市の支援事業です。」と明記してください。
- ・チケットはすべてナンバリング管理し、発売前に必要枚数を岐阜市文化センター及び岐阜市民会館に預けてください。また、審査員用招待券 10 枚を提供してください。
- ・岐阜市文化センター・岐阜市民会館・長良川国際会議場でのチケット販売において、販売時の個人情報の収集は出来ません。
- ・公演の際には、定められた項目を入れた来場者アンケートを実施してください。アンケートの集計結果を提出していただきます。
- ・公演の 2 週間前までに公演施設の担当職員と詳細な打合せをしてください。
- ・実施報告書とともに記録写真の提出を求めます。また、必要に応じて事務局独自に記録用写真等を撮影し、事業の報告や周知に活用する場合があります。

(2) 業務分担

- ・チラシの「支援内容」に記載したもの以外、企画・制作にかかる一切の経費（出演料、チラシ印刷費、著作物使用料、舞台監督・音響・照明・表方等の外部スタッフ費、ピアノ調律費など）は企画提案者の負担となります。また、企画・制作にかかる一切の業務（スケジュール管理やスタッフ手配等も含む）は企画提案者が行います。
- ・アンケートの印刷及び集計は企画提案者が行ってください。

(3) 事業実施報告書の提出

公演終了後 30 日以内に事業実施報告書を岐阜市文化センターに提出してください。

提出書類：「事業実施報告書」「アンケート集計結果」「記録写真」

(4) 関係書類の保管

企画提案者は、公演経費にかかる一切の領収書の保管義務を負います。公演終了後 5 年間は保管し、（一財）岐阜市公共ホール管理財団が提出を求めた場合には速やかに提出してください。

11. ホール系会場プログラム採択事業の追加特典

「特に優れた採択事業」は「共催事業」へのステップアップ枠あり

ホール系会場プログラムの採択事業については、公演審査を行い、「準備から報告書提出まで」を総合評価し、「特に優れた採択事業」の企画提案者に対し、次回の企画と一緒に作り上げる「共催事業」の提案権を有する団体として認定します。定められた期間中に「共催事業」への提案権行使し、協議により合意に至った場合は、企画提案者と（一財）岐阜市公共ホール管理財団（主に制作・広報面のサポート等）の「共催事業」として実施することができます。

ただし、「共催事業」の提案は共催事業提案権付与の翌月から3年以内に限ります。また、「共催事業」は実施義務を生ずるものではなく、提案する権利を提供するものです。共催事業の採択は上記期間中に1回限りとし、共催事業に決定した場合は次の支援を提供することができます。

○共催事業の支援内容（例）

- ・企画内容等の検討・相談・助言・制作ノウハウの提供等
- ・本番（準備、撤去、リハーサル含む）における施設使用料、附属設備使用料の免除
- ・練習における施設使用料、附属設備使用料の免除（日数等は別途協議による）
- ・広報ぎふ掲載、催し物案内掲載、情報誌への積極的な情報提供
- ・新聞広告等の実施
- ・市有施設へのチラシ・ポスターの配置、その他の公共施設への郵送
- ・（一財）岐阜市公共ホール管理財団保有の顧客リストへのダイレクトメール発送
- ・共催名義使用（市民ふれあい事業等の冠使用）
- ・（一財）岐阜市公共ホール管理財団主催公演の際にチラシの設置が可能
- ・（一財）岐阜市公共ホール管理財団の管理施設（岐阜市文化センター、岐阜市民会館等）でチケット販売可能（販売手数料免除）
- ・公演当日の表方等の補助業務

ホール系会場プログラム採択事業から共催事業への流れ

